

第 8 1 号議案

豊川市保育所条例の一部改正について

豊川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市保育所条例の一部を改正する条例

豊川市保育所条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「2, 0 0 0 円」を「4, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

---

理 由

この案を提出するのは、利用者負担の適正化を図るため、時間外保育利用料の上限額を見直す必要があるからである。